

新たな新富町行政改革大綱

平成18年6月
宮崎県新富町

新たな行革大綱目次

～今後の行財政運営の基本方針～

第1 本町財政の課題

1. 収支不足の解消
2. 財政の体質強化
3. 行財政システムの改革

第2 今後の財政運営の基本方針

1. 基本的な考え方
2. 財政改革推進期間
3. 改革の骨子

第3 具体的な取り組み

1. 緊急財政改革の取り組み
2. 財政体質強化の取り組み
3. 行財政システム改革の取り

新たな行政改革大綱

少子高齢化などの今後の我が国の社会情勢を展望すれば、国、地方を通ずる財政構造改革は必至であり、自己責任・自己完結という立場から今後なお一層、地方分権の時代にふさわしい「簡素で効率的な行政システム」を確立していく必要がある。

また、本町における社会、経済の状況は、国が見通している景気回復の兆候はあまり見られず、基幹産業である農業を始め、商工業全般にわたり厳しい状況となっているが、「元気・安全・安心で暮らせる豊かな新富町」をつくるために新たな取り組みが求められている。

このため、町民の行政ボランティアへの参加やNPO法人との協働システムの構築に努め、知恵と汗を出し、町民の行政ニーズを反映した元気の出る、将来の発展につながる事業を「選択と集中」により積極的に進めていくこととする。

今後、なお一層の行財政改革の推進に取り組むために、行政改革大綱の見直しを行ない、新行革大綱を策定することとする。

第1 本町財政の課題

1 収支不足の解消

これまで本町は、バブル崩壊後我が国経済が低迷を続ける中、各種社会資本の充実を図るとともに、事務事業の見直しを行なうなど、堅実かつ安定的な財政運営に努めてきた。

しかし、今後も景気低迷の長期化による税収や地方交付税等の減少、公債費の高水準が続く中で、少子高齢化社会への対応、社会経済情勢の変化に伴う財政需要の増大が見込まれる。

また、借金に依存する財政構造は限界に達しており、国県からの補助金や交付金は減少が確実となってきていることから、財政基盤の脆弱な本町においては、極めて厳しい財政運営を強いられることが予想される。

このため、当面かつ緊急の課題として、義務的経費の圧縮や投資的経費の縮減・重点化、必要性、緊急性、費用対効果等の検証による事務事業の徹底した見直し、歳入確保対策により、収支不足を解消し、基金の取り崩しに頼らない財政運営を目指していく改革が最も重要な課題となってきている。

2 財政の体質強化

地方分権といわれる中で、地方財政が果たす重要な役割を考えると、地方税を中心とする自主財源により、自立的な行財政運営が持続的に確保されることが、基本となってくる。

国が進めている「三位一体の改革」も一定の目標は決定しているが、地方財政基盤の確立という視点から見た場合、まだまだ道半ばというところである。

こうした変革期に柔軟に対応していくためには、財政運営の弾力性と自立性を持続できる財政体質強化に取り組み、将来へ向かって健全性が持続する財政構造へと転換していくことが必要である。

3 行財政システムの改革

厳しい財政状況の中で、持続的改革を実現するためには、これまで以上に町民の行政需要を的確に把握し、予算を重点化し、その成果を踏まえて、次年度の施策実行につないでいく効率的な行財政システムが重要である。また、業務コストとともに、「町民本位」という原点を常に職員が意識しておくことが、システム改革の基本である。

このため、政策の目的や具体的な数値目標、成果が、町民にも、職員にも「見える」行財政システムの構築を目指していくことが必要である。

第2 今後の財政運営の基本方針

1 基本的な考え方

本町の財政状況は現状のままでは多額の収支不足が生じるため、これらを解消する重点的な対策の実施が必要である。

また、持続的に健全性が確保される財政構造へ転換するための取組みを行なうとともに、行財政システムの改革を行なわなければならない。

2 財政改革推進期間

平成17年度から平成25年度までの9年間を財政改革推進期間とする。

3 改革の骨子

次の3つの取組みを通じて、本町の財政構造を「必要最小限の予算で最大の効果」が得られ、持続的健全性が確保されるものへと転換していくこととする。

① 緊急財政改革

財政改革推進期間内に、多額の収支不足を解消し、基金の取り崩しに頼らない予算編成を実現するための対策を実施する。

(人件費の抑制)

町長をはじめとする職員の給与の適正化や見直しを行なう。

また、併せて現在の職員数についても、最小で最大の効果を引き出すよう削減等の見直しを行なう。

(組織機構の改革)

機構改革等を行なうことにより効率的・効果的行政サービスを提供できるようにする。

(投資的経費の縮減・重点化)

現在の財政状況を踏まえ、公債費を抑制する必要があることから、本町の財政規模に見合った投資的経費の適正な規模を確保する。

(事務事業の見直し)

「官から民へ」「ハードからソフトへ」という基本的な考え方に沿って、事業の必要性、緊急性等を厳しく検証し、事務事業の徹底した見直しを行なう。

(事務管理経費の削減)

事務費や施設の維持管理経費について、経費節約の様々な工夫等を行ない、なお一層の削減を図る。

(公債費の縮減)

可能な限り今後の町債発行は抑制するとともに、公債費の平準化を図る。

(歳入確保対策)

町税収入の確保や使用料・手数料の見直し、行政サービスと負担の再検討を行なう外、不要財産の処分等も行なう。

② 財政体質の強化

将来において財政の健全性を持続させるため、中長期的視点に立って、財政の体質強化を図る取り組みを行なう。

(職員数の適正管理)

中長期的な財政負担を軽減するために、より一層の財政運営効率化を図る必要がある。このため、組織や事務事業の見直し等により、職員数を削減する等の適正管理に努める。

(公の施設等の改革)

公の施設等については、「官から民へ」、「民間で出来るものは民間で」という基本的な時代の流れの中、施設の管理運営方法のあり方を見直す。

③ 行財政システムの改革

地方分権の進展に伴い、真の「町民本位」の町政となるよう、行財政システムの改革を目指すこととする。

(町民との情報の共有)

町民参加の行政を推進するために、制度面・運用面の両面にわたる見直しを行ない、一層の情報公開の推進と適時適切な町政情報の提供を目指す。

(行政システムの改革)

行政組織再編や予算の削減だけではなく、効率性とともに効果的な行政サービスの提供が継続して行なえるよう経営感覚を取り入れ、職員の意識改革による行政システムの改革を目指す。

(財政システムの改革)

財政収支を基調に予算の重点的配分、効率的な執行、さらに政策効果の検証を通じて次年度の重点事項に反映させるような財政システムの改革を目指す。

第3 具体的な取り組み

1 緊急財政改革の取り組み

5ヶ年間の集中改革プランを策定するとともに、財政改革推進期間の終了までに単年度の収支不足額をゼロにすることを目指す。

(1) 人件費の削減

① 特別職等の報酬調整

特別職等について、報酬の見直しを行なう。

② 各種委員会等委員定数の見直し

各種委員会等における委員定数の見直しを行ない、効率化を図る。

③ 職員定数と給与改革

団塊の世代の退職に伴う人事の膠着を防ぐため、適正な定員管理を定め、計画的な職員の採用を行なう。また、職員の給与構造の改革と各種手当の見直しを併せて行なう。

(2) 組織・機構の改革

分散・細分化されている現在の組織の統廃合を行い、管理職ポストの削減を行なう。課単位の現在の組織を解体し、大きな部門単位で組織の見直しを行なう。

(3) 投資的経費の縮減・重点化

現在の財政状況に鑑み、財政規模に見合った投資的経費とする。

① 公共事業の縮減・重点化

現在の財政状況や国・県における公共投資の見直しの方向等を踏まえ、引き続き公共投資の縮減及び重点化を図る。

- ② 公共事業コスト削減の推進
社会情勢の変化等を踏まえた公共事業の再評価を推進するとともに、事前評価や事後評価についても導入に向けた検討を進める。
 - ③ 施設整備の見直し
施設の老朽化に伴ない、公共施設のあり方について十分検討し、財政状況を勘案しながら見直しを行なう。
 - ④ その他の投資的経費の抑制
事業の必要性や緊急性、財源措置等を検証の上、原則として抑制する。
- (4) 事務事業の見直し
事務事業全般に亘り民間委託等の推進を図る。
町の役割分担や事業効果等を検討し、本来の目的を達成した事業や相対的に必要性の低下している事業等については、廃止も含めて抜本的な見直しを行なう。

【事務事業の見直し視点】

[必要性]・・・町民の視点に立って事業のあり方を検討し、町民ニーズの薄れている事業については、廃止を含めて見直しを行なう。

[妥当性]・・・町の果たす役割を再検討し、国・県・民間・NPOとの役割分担や関与のあり方等を見直し、町が行う妥当性の低下している事業は、廃止等を行なう。

[有効性]・・・費用対効果の観点から、成果が上がらない事業は廃止を含めて、見直しを行なう。

[緊急性]・・・限られた財源の有効活用を図るため、緊急性の高い事業から優先的に実施する。

[効率性]・・・類似事業の統合や公設民営の推進など、徹底したコスト削減と事務事業の効率的実施を行なう。

- (5) 事務管理費の削減
旅費・需用費等の内部事務や、清掃・警備等の維持管理経費については、新年度予算編成において、シーリング手法の導入や委託方法の見直しにより、必要最小限の経費となるように努める。

- ① 内部事務費の見直し
「事務経費削減の指針」を基に、見直しを行なう。
旅費・消耗品費・印刷製本費・光熱水費・燃料費・食糧費・役務費・賃金など
 - ② 維持管理経費の見直し
庁舎や町有施設の保守点検・清掃委託等の維持管理経費の節減を行なう。
老朽化等に伴う維持補修費は緊急性を勘案しつつ必要最小限で対応する。
民間(NPO、ボランティア団体を含む)委託の活用を図る。
- (6) 公債費の縮減
- 公債費の増加が財政硬直化の要因になっていることから、投資的経費の縮減により新たな町債の発行を抑制するとともに、公債費の平準化対策等により、その縮減を図る。
- ① 町債発行額の抑制
特例的な町債等を除き、町債発行額を可能な限り抑制する。
 - ② 公債費負担の軽減・平準化
当面の公債費負担を軽減するため、借換債を活用して公債費負担を平準化する。
- (7) 歳入確保対策
- 町税や負担金等の収入未済額の縮減に努めるとともに、使用料・手数料の見直しや町有財産の処分・活用、財政健全化債発行など、積極的な歳入確保を図る。
- ① 町税収入の確保
地方税収入については、電子収納の導入や収入未済額の縮減対策、広域圏事務協議会単位、或いは県全域体制の滞納金回収機構を立ち上げ、徴収を徹底する。
 - ② 町税増収対策
固定資産税の税率について近隣市町村との均衡を図るべく、改定を検討する。
 - ③ 町有財産の処分及び有効活用
町で今後の利活用が見込まれない土地、長期貸付地などの町有地については、早期売却の推進を図る。なお、短期的に売却が困難なものについては、年賦償還等の方法も検討する。また、貸付料の適正化を図る。
 - ④ 使用料・手数料の見直し
受益者負担の適正化の観点から、原価の上昇、近隣の類似施設との均衡などを勘案し、適切に改訂する。

- ⑤ 負担金・分担金の見直し
町の役割分担、費用対効果及び当該事業の性格等を踏まえた見直しを行なう。
- ⑥ 財政健全化債の活用
資金手当の一部として、財政健全化債の活用を検討する。

2 財政体質強化の取り組み

財政の健全性を持続する財政構造とするため、義務的・固定的経費の縮減を目指すことにより、財政体質の強化に取り組む。

(1) 職員数の適正管理

厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の見直し、行政組織の簡素合理化などにより、職員数の縮減を図る。具体的には、一般行政部門について、平成17年度から21年度までの5年間で国が平成17年12月24日閣議決定している「行政改革の重要方針」で示している地方公務員純減目標の4.6%を上回る職員削減を行なう。

その後については更に見直しを行なうものとする。

(2) 公の施設等の改革

民間で出来るものは民間でという「官から民へ」の基本的な時代の流れに沿って、公設民営化、即ち「指定管理者制度」の適用も積極的に行なうなど、民間移譲、廃止等も含めて、町有施設の全部について維持管理方策を検討する。

3 行財政システム改革の取り組み

町民ニーズに的確に対応し、財源の効率的配分を図るため、町民との情報共有や成果重視の政策の推進を図るなど、地方分権時代に対応した行財政システム改革を進める。

(1) 町民との情報共有

町民ニーズに的確に対応していくための前提となる情報の提供について、防災無線放送設備の他に、インターネット網の整備を進める。また、町民の情報入手の迅速化・効率化を図るため、ホームページの活用を徹底する。

(2) 行政システムの改革

行政組織再編や予算の削減だけではなく、「町民本位」に立つ行政サービスの提供を行なっていくことを目指して、政策目標の明確化及び職員の意識改革を図るための仕組みを検討する。

(3) 財政システムの改革

限られた財源の重点的・効率的配分を行なうため、政策主導、成果重視の財政システムの改革を進める。